

平成 28 年 第 3 回 定例会議

# 教育委員会会議録

平成28年 4 月 4 日

羽島郡二町教育委員会

## 平成28年 第3回羽島郡二町教育委員会定例会会議録

平成28年4月4日（月）午前10時10分から、岐南町中央公民館 1階 講義室で開催した。その要旨は次のとおりである。

### 1 本日の出席委員は、次のとおりである。

委員長	杉江正博
委員長職務代理	岩井弘榮
委員	松原宗興
委員	久納万里子
委員（教育長）	宮脇恭顯

### 1 本日説明のため出席した者は、次のとおりである。

教育長（再掲）	宮脇恭顯
総務課長	松原和成
学校教育課長	森透
社会教育課長	飯田潤子

### 1 本日の書記

総務課長（管理監） 松原和成

### 1 本日の議案は次のとおりである。

報告（代決処分の報告について）

#### 第1号

・羽島郡町立小、中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

#### 第2号

・羽島郡町立小、中学校の心臓検診医の委嘱について

議題

#### 第5号議案

・羽島郡町立小、中学校管理規則の一部を改正する規則について

協議題

- 1 いじめの防止の承認について
- 2 平成28年度羽島郡町立小中学校の主任等の承認について
- 3 平成28年度羽島郡二町教育委員会の管理職等の配置について
- 4 次回教育委員会定例会議及び学校訪問について（予定北小）
- 5 その他

委員長 平成28年4月4日（月）午前10時10分、岐南町中央公民館1階講義室で平成28年第3回羽島郡二町教育委員会定例会議の開会を宣した。議事日程により会期は本1日とする旨を会議に諮ったところ、異議なしと認め、会期は本日1日限りに決定した。

総務課長  
委員長

前回会議録の承認についての報告を求めた。

前回会議録を朗読し報告をした。

同報告について質疑を求めたところ、質疑がなかったので「前回会議の承認について」は報告のとおり承認された旨を述べた。

つづいて、教育長の報告を求めた。

教育長

7年目に入りました。二学期制が軌道に乗るように頑張ります。

1. 新年度がスタート。教職員の勤務校での経験年数は表のとおりである。昨年度の異動者は60人で大変多かった。本年度は再任用、講師の勤務校の移動転補の郡内異動者も含めて、勤務校1年目の教職員は75名である。78%の教職員が経験1年以内である。岐南中学校は20名の転入者である。学校運営が大変難しい。3年目を迎える1校完、2校完の若者と7年目を迎えている教職員の数は多くなく、29年度の異動はやや少なくなるが、30、31年度の異動は又多くなる。本年度の間に新任の管理職のもと、学校の体制を整えなくてはならない。

また、教職員の年齢構成においても35歳から44歳までの教職員が少なく、とりわけ35歳から39歳までは全体でも10人である。この年齢層の薄さから、先んじて30台の教職員の資質向上が期待され、OJTを充実させることが大切である。

2. 教育委員会から直接保護者への働きかけを始めること

情報モラル向上のために、直接保護者に対して提案を行った。今後は各学校で、PTAや生徒会と一緒にあって、取り組みを充実させていただきたいと思っている。結果は後半に実態調査をして、使い方の約束、フィルタリングを設定してある割合の向上が図られているかどうかである。各学校の取り組みを援助したいと考えている。

学校が保護者に対して、協働することや支援を依頼するときに、教育委員会が後ろにあることが確かめられると働きやすい。「いじめ」「自殺防止」については、実態把握や対応の非が問われている。いじめにあって子どもが辛さを感じ、自ら命を絶つようなことはさせてはいけない。事が起きるとその原因がひとつということはありません。友達、教職員、ご家庭とそれぞれが自分のあり方を振り返り、方向を「ともに手を携えて」というふうにしないと教訓とはならない。年度はじめに国から通知文が発出された。各学校にはお願いするが、「いじめの防止について」の文章を全保護者に向けて依頼したいと思っている。依頼内容については、平成26年6月20日に「いじめ防止対策推進法」が施行されて2年目を迎える。学校でもアンケートの定期的な実施や「子どもにつく」を合言葉にしていじめ防止に取り組んできました。本年度も各学校において一層の努力をお願いするが、保護者の皆様にもご協力をいただき、いじめ防止の充実に取り組みたいと思う。概要については、I いじめ防止対策推進法とは、定義（第三条）「いじめ」とは児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象と

なった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。まずいじめの定義が述べられている。いじめを受けたという事実は、対象となった児童が心身の苦痛を感じているという状態にあるとされて、いじめた側でなく、対象となった児童が精神的、肉体的に苦痛を感じているものを「いじめ」と定義している。

2. いじめの禁止（第四条）児童等はいじめを行ってはならない。法律に「いじめをしてはいけない。」ときちんと定められている。保護者から「いじめはしてはいけない。」と言っていただくことをお願いしたい。

3. 保護者の責務（第八条）保護者は、子の教育について第一義的な責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、規模意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

（2）保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童をいじめから保護するものとする。

（3）保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止のための措置に協力するよう努めるものとする。保護者の役割についても述べられており、「いじめを行うことがないよう指導する。」と示されている。また、いじめを受けた場合、そのいじめから保護する役割も負っている。

## II いじめから児童生徒を守るためのお願い

1 いじめの情報や訴えを聞いたときについては、訴えは、はっきりといじめと判断されるものについては直ぐに対応できるが、「それはいじめにあたらないのでは」と考えたり、いじている方が「いじていない。」と言い、いじている方が「いじめられていない。」と言ったりする難しい場合もある。

事実の確認、情報収集を第三者も含めて、必要に応じて保護者の皆様にも協力していただき、対応する。

2 いじめのサインについては、いじめは、場所を問いません。学校の死角になる場所、登下校中や地域の公園、スポーツクラブや少年団、場合によっては家庭内の兄弟間で起きる。そのサインを見逃さないのが早期発見、早期解決につながります。けがや身体的な変調、言葉づかいの変化、成績の急降下、仲間関係の変化、服装の変化や乱れ、理由が不明確な早退、頻繁な独り言などに気付いたときはぜひ学校に相談をしてほしい。

3 いじめが起きないようにするためについては、日頃から、「親切」「寛容」「思いやり」「尊敬」とかの相手をおもいやることばや「自制」「良心」などの自分を磨くことばを会話の中で使っていただきその意味やそういった行動が理解でき、お子さんのよさにしていただくことが大切です。そのためには一緒に話したり、作業をしたり、任せることをつくったりするなどお子さんとのかかわりを多くしていただきたいと思っている。

### 3 次世代の羽島郡を担う児童生徒の育成について

(1) 生徒指導態勢を整える。

(2) 個別懇談で自分を語るができるような準備は毎日の教育活動である。

(3) コミュニティ・スクールの整備、地域の大人に触れる機会を充実させる。

○3月29日の平成28年度児童生徒数等については、笠松小学校1年生が23人。2年生は38人で35人学級ですので二クラス。3年生は33人で二人足らないので一クラス。羽島郡全体では小中計岐南町が2,054人、笠松町が1,850人で合計3,904人。岐南町の小学校と笠松町の松枝小学校の数だけ増えています。中学校が大きな減少となっています。特別支援教育に関しても北小学校に知的障害と常著の学級が一学級ずつつくっていただいた。町費の非常勤職員については、岐南町は人数で示してあるが、400時間の範囲で、笠松町は人数で予算計上されている。特別支援アシスタントについては、学校ごとに金額を設定して、時間給で支給する。

○次世代の羽島郡を担う児童生徒の育成（平成28年度の教育）については、1. 教職員が児童生徒に寄り添う時間や学校裁量の時間を生み出す。年間の授業時間数を新たに20～30時間生み出して、児童生徒につくことのできる時間を確保するとともに、長期休業を目的に活用する。

2. 児童生徒が保護者や担任に届ける通知表。3. 立志塾の開催について  
○次世代の羽島郡を担う児童生徒の育成（生徒指導の態勢から）については、校長先生にお願いしたい。

1 やりたくないことを作らない。学校での共同生活が送れるようにするために、1年生から、掃除、日直、給食当番、教科系の活動を丁寧に教え、できるようにする。このことを日常的に学級として個人としてほめること、逆に集団で為す活動はやらなくても誰かがやってくれるからと平気でさぼる子どもをきちんと叱る。

2 先生は暴力をしないことを良く知っている。集団生活のかた苦しさを感じ始めている子どもは注意されると反抗する。それで注意なくなると一層横柄になる。先生は暴力しないことも知っている。くり返して指導すると平気で暴力を振るう。「いったからやった。」と自己弁護するようになる。

3. 学級に特別な集団を作らない。

4. 保護者を子どもを育てる両輪だと共通理解を図る。

○次世代の羽島郡を担う児童生徒の育成（個別懇談で自分を語る）については、個別懇談がまだきちんとしていない。年間通して子どもたちの活動をきちんとファイリングして、それをもとに自分自身が語れるように手配をしてほしい。

1 児童生徒に蓄えさせる具体的な資料。

2 客観的な資料の整え方。

3 配慮すること。

○次世代の羽島郡を担う児童生徒の育成（地域の大人にふれる）については、一層地域の方々に言っていただいている認識をもたせる。

- 1 学校支援ボランティアと学校運営協議会。
- 2 学校の教育目標具現に生きる支援体制の整備。
- 3 学校の教育目標を具現する校長の強い願いをもとに、コミュニティ・スクール組織をつくる。
- 4 積極的に地域の活動に出る機会を設ける。

次世代の羽島郡を担う児童生徒の育成（教職員の資質向上）については、羽島郡の教職員の現状と願い。

- 1 学校の教育目標を具現する校長の強い願いをもとに。  
新たな教育課題に対応した学校の教職員全員がとりくむ教員研修  
・アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善  
・ICTを用いた指導法（効果的な指導、スリム化の両面から）  
・道徳教育の充実 ・外国語教育の充実 ・特別支援教育の充実  
それぞれの学校で教職員の研修がとられるように、とりわけ学校の校長方、教頭先生方の担う役割は多いと思うが是非教員を教育委員会も含めて育てる営みを今まで以上にやって行かなければならないと思う。

以上を、資料1を用いて説明した。

委員長	何か質問等はありませんか。いじめ防止について意見を聞かせていただきたい。
岩井委員	積極的に地域の活動に出る機会を設ける。コミュニティ・スクールは学校だけでなく地域に積極的に関わる子どもを育てることにもつながる。教育委員会もこのように関わってきたことを書いた方が良い。
教育委員長	そのことについては、少しだけ書いてあるが検討します。
委員	何か質問等はありませんか。無いことを確認し、報告代決処分に入る。
委員	つづいて、報告代決処分の報告について事務局に説明を求めた。
総務課長	報告第1号「羽島郡町立小、中学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」羽島歯科医師会会長及び羽島郡学校薬剤師会会長の推薦に基づき教育委員会が行う。学校医等の任期は、学年のはじめから2年とする。ただし、教育委員会が特に期間を1年と定め委嘱した場合はその期間とする旨を報告し、学校医（内科医、耳鼻咽喉科、眼科医）は、平成28年4月1日～2年間。学校歯科医は、平成28年4月1日～1年間。学校薬剤師は、平成28年4月1日～平成30年3月31日までの委嘱するものとした。
委員	同報告について、質疑を求めたところ異議がなかったので、教育委員会の承認とした。
	報告第2号「羽島郡町立小、中学校の心臓検診医の委嘱について」事務局に説明を求めた。
総務課長	報告第2号について、羽島歯科医師会会長の推薦を得て心臓検診医を委嘱する旨を説明する。

委員 長 同報告について、質疑を求めたところ異議がなかったので、教育委員会の承認とした。議題 第5号議案「羽島郡町立小、中学校管理規則の一部を改正する規則について」事務局に説明を求めた。

総務課 長 第5号議案について、この規則は第2章 学期及び休業日の冬季休業日を改めるため、第4条第2項第5号中「12月27日」を「12月26日」に改めることとした旨を説明する。

委員 長 審議を求めたが異議なしと確認し、原案のとおり議決した。  
つづいて協議題に入る旨を述べた。

協議題1 いじめ防止の承認について

・資料2により、平成28年4月4日付けで各保護者の皆様へ、いじめの防止について（依頼）案を教育長が説明し承認を得た。

協議題2 平成28年度羽島郡町立小中学校の主任等の承認について

・資料3により、平成28年度羽島郡小・中学校長・教頭・教務主任等一覧表及び羽島郡二町教育委員会事務局異動一覧を用いて、学校教育課長が説明し承認を得た。

協議題3 平成28年度羽島郡教育委員会の管理職等の配置について

・資料4により、平成28年度管理職等配置及び羽島郡二町教育委員会事務局異動一覧を用いて、学校教育課長が説明し承認を得た。

協議題4 次回教育委員会定例会議及び学校訪問について（予定北小）

・次回（5回）教育委員会定例会を、平成28年5月17日（火）岐阜県立羽島特別支援学校で校長及び教頭先生との懇談並びに施設見学、授業参観後、定例会議を開催することを確認した。

委員 長 以上で、全議題の審議が終了したので、平成28年第3回羽島郡二町教育委員会定例会を閉会する。

以上

終了 午前10時57分

平成28年4月4日

委員 長